

多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金制度要綱

第1 通則

多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び、多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金交付要綱（令和8年6月10日8山観第58号。以下「交付要綱」という。）に定めのあるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

第2 目的

本補助金は、世界水準の山岳高原観光地づくりに向けて、観光需要の平準化、滞在期間の長期化や旅行者の満足度向上に資する自然・文化・食などの長野県の多様な観光資源を活用した観光コンテンツの整備の取組を支援することを目的とする。

第3 補助事業者等

1 補助事業者

- (1) 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、長野県内においてアクティビティ（アスレチック施設、スキー場、美術館・博物館、歴史・文化施設などの体験サービス）を提供している又は今後提供しようとする事業者（長野県内の市町村、広域連合及び一部事務組合を含む。）とする。
- (2) 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。
 - ア 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 県税に未納のある者
 - ウ その他知事が適当でないと認める者

2 補助対象事業等

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費、補助率、補助上限額は別表のとおりとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は交付の対象としない。
 - ア 宗教的活動に関する事業
 - イ 政治的活動に関する事業
 - ウ 公序良俗に反する事業
 - エ その他知事が不適當と認める事業

3 補助対象外経費

次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 事業者の運営費及び人件費並びに施設の維持管理に係る経費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る経費
- (3) その他知事が不適當と認める経費

第4 実施計画の作成及び提出等

- 1 補助金の交付を受けようとする者は、多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金実施計画承認申請書(様式第1号)を作成し、次の各号に定める書類(以下「関係書類」という。)を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金実施計画書(様式第2号)
 - (2) 多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金経費内訳書(様式第3号)
 - (3) その他知事が必要と認めるもの
- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、補助金に係る消費税額等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請を行うものとする。ただし、当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではない。

第5 選定の方法

- 1 知事は、第4に規定する書類の提出があったときは、別に定める評価基準等に基づき、補助事業者を選定し、実施計画の承認を行う。
- 2 知事は、前項の規定による補助事業者の選定及び実施計画の承認にあたっては、あらかじめ知事が選定する者で構成する評価会議の評価を経なければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により承認した実施計画における事業に対し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行う。

第6 計画の変更

補助事業者は、第5の規定により実施計画の承認を受けた後において事業内容を変更(中止又は廃止するときを含む。)するときは、あらかじめ多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金実施計画変更承認申請書(様式第4号)に、第4第1項で規定する関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業目的に影響のない細部の変更である場合
- (2) 補助対象経費の20%以内の減額である場合

第7 計画の期間

実施計画の期間は、知事が実施計画を承認する日が属する年度から翌年度末までの間とする。ただし、実施計画に基づく補助対象事業は、別に定める期限までに実施するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 10 日から施行する。

別表（第 3 関係）

1 補助対象事業	以下(1)及び(2)のいずれの条件も満たす事業であること。 (1) 以下ア及びイのいずれも満たす観光コンテンツの整備に向けた事業であること。 ア 自然・文化・食等の長野県の多様な観光資源を活用したものであること。 イ 旅行者の新たな目的地となり新規顧客の獲得又は旅行者の滞在期間の長期化や満足度向上が期待されるものであること。 (2) 上記(1)に基づく、ハード整備を主として実施するものであること。
2 補助対象経費	(1) ハード事業 観光コンテンツの提供環境を整備するための施設・設備等の施工費、設備・機器等の購入費、施工に係る設計費等 (2) ソフト事業 上記(1)により整備した観光コンテンツの広告宣伝費等
3 補助率	ハード事業及びソフト事業のいずれも 1 / 2 以内 ただし、国又は政府関係機関の補助金等の交付を受けた又は受ける予定の事業は、補助金等相当額を控除した額の 1 / 2 以内
4 補助上限額	(1) ハード事業 3,000 万円 (2) ソフト事業 100 万円